

旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領運用基準

旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領(以下「要領」という。)の運用に当たっての取扱いを要領第 20 条の規定に基づき次のとおり定める。

第 1 要領第 1 条関係(目的)

「指名業者の選定を厳正かつ適正に行うため」には、局発注の契約においてその相手方となる業者の選定に当たり信頼性が高くかつ確実に契約を履行できる能力を有していること等を要件とする一方、法律違反等の不正又は不誠実な行為により、社会的に批判されるべき者でないことを要件とすることも発注者の姿勢として求められるものである。

第 2 要領第 2 条関係(指名停止)

1 第 1 項関係

- (1) 「指名停止」は、指名を行う際の運用基準の一つであって、局の内部規制措置である。したがって、各種の法令に基づく営業停止等の行政処分ではない。一定の要件に該当するため局発注の契約の相手方としてふさわしくない参加資格者を一定の期間、指名の対象外とする措置をいう。
- (2) 現に指名停止期間中の参加資格者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、現に行われている指名停止が終了した後とはせず、再度の指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知は別途行うものとする。
- (3) 指名停止は、別表第 1 及び第 2 の期間欄に定めた日から開始されることから、開始日以前に行った競争入札には適用しない。また、開始日以前に行った競争入札により落札した業者の契約締結の権利に変更を加えるものでもない。
- (4) 指名停止は、指名競争入札を前提にした措置であるが、社会的に批判されるべき者を契約の相手方とすべきでないことは一般競争入札においても同様である。したがって、一般競争入札を行うに当たっては、公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、指名停止を受けていないことを参加資格要件に定めるものとする。

2 第 2 項関係

- (1) 「現に指名しているとき」とは、指名通知書を送付し、入札がまだ行われていない場合のほか、一般競争入札においては、例えば入札参加資格を認めた場合であってもその後入札を行うまでをいう。
- (2) 「指名の取消し」は、要領第 6 条第 1 項の規定による指名停止の通知の際に併せて行うものとする。

第 3 要領第 3 条関係(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

1 第 1 項関係

- (1) 指名停止は発注者から直接請け負った参加資格者である元請負人に対する措置であるが、例えば工事事故等の原因となった工事等が下請負人の責任によって生じたような場合には、この参加資格者である下請負人に対しても、元請負人の指名停止の期間の範囲内で指名停止することとする。この場合、元請負人は発注者との関係において現場管理責任を免れないものであるから、元請負人に対しても併せて指名停止の措置をする。また、下請負人のみが法令違反等で当該指名停止要件に該当することとなった場合であっても同様である。
- (2) 下請負人が参加資格者であるか否かは、元請としての責任を問う上での判断基準となら

ない。この結果、下請負人が参加資格者でない場合であってもこの下請負人が指名停止措置要件に該当する行為を行った場合には、指名停止措置要件に該当する行為を行っていない元請負人のみが指名停止の対象となることもあり得る。

２ 第２項関係

「明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者」とは、分担施工型の共同企業体（いわゆる乙型共同企業体）で責任工区のはっきりしている場合、その他有責構成員が明らかに特定できる場合をいう。この場合、責任のない他の構成員は指名停止等の措置の対象としない。

３ 第３項関係

この項の規定は、指名停止期間中の参加資格者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事等について開札済みであって新たな指名が予想されない特定共同企業体については対象としないものとする。また、当該共同企業体自体が別表各項の措置要件に該当したため行うものではないので、第４条第２項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

第４ 要領第４条関係（指名停止期間の特例）

１ 第１項関係

ある行為が二つ以上の指名停止措置要件に該当する場合である。

例えば、局発注の契約の工事において安全管理が不適切であることにより生じた工事関係者と一般公衆の同時災害などである。この場合の措置要件は、別表第１の第５項及び第７項に該当するが、その短期、長期の最も長いものをもって指名停止期間の短期及び長期とすることになるため１か月以上６か月以下となる。

２ 第２項関係

- (１) 本項は、短期加重措置の規定である。繰り返し指名停止措置要件に該当する行為をした者に厳しく対処し、再犯を防止しようとするものであり、第１号又は第２号に該当する場合の指名停止期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の２倍（又は１．５倍）とするとしたものである。
- (２) 別表第１各項又は別表第２各項の措置要件に該当し指名停止となった者が、期間満了後１年以内（指名停止期間中を含む。以下同じ。）に、それぞれこれら別表第１各項又は別表第２各項の措置要件に該当する行為を行った場合は、第１号により短期加重措置をする。
- (３) 第２号の「前号に掲げる場合を除く」とは、短期加重措置の遡及期間が指名停止期間満了後１年以内である場合は第１号によるが、贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合については、それぞれ同一要件で繰り返した場合の遡及期間を指名停止期間満了後３年以内とし、第２号により短期加重措置することをいう。
- (４) 第１号の「期間の満了後１年を経過するまでの間」とは停止期間満了の日の翌日を起算日とし、１年後の起算日に応答する日の前日（応答日がないときはその月の末日）までの間をいう。第２号の「期間の満了後３年を経過するまでの間」も同じ。
- (５) 参加資格者が別表各項の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- (６) 下請負人又は共同企業体の構成員が単独で短期加重措置に該当する場合で、要領第３条第１項及び第２項の定めにより元請負人又は共同企業体とともに指名停止となる場合には、これら元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定め

ることができる。

３ 第３項及び第５項関係

「情状酌量すべき特別の事由」とは、例えば、贈賄容疑で北海道内の他の公共機関の職員に行い逮捕された場合の指名停止期間は「４か月以上１８か月以内」であるが、発注機関の職員に強要されて贈賄した場合で、その程度が極めて軽微である等の場合をいい、この場合、４か月の指名停止期間が長すぎると判断した場合は２か月と定めることを可能としたものである。

４ 第４項及び第５項関係

「極めて悪質な事由」とは、例えば、第３項及び第５項の「情状酌量すべき場合」とは逆に、贈賄や独占禁止法違反を何度も繰り返す、故意に欺いて契約を締結する、現場の安全体制を指示したにもかかわらずこれを怠り死傷事故を起こす等のほか、公衆若しくは関係者に多数の死傷者を出す、あるいは本市事業に多大の支障を来した等、極めて重大な結果を生じさせた場合をいい、別表各項及び第１項により定めた長期の期間をもってしても、当該事案の措置期間として不十分と判断した場合は、その長期の２倍まで措置期間を延長することを可能としたものである。期間については地方自治法施行令第１６７条の４第２項第１号で、３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができることから、指名停止期間の最長を３６か月以内としたものである。

５ 第６項関係

指名停止期間中の参加資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったときはその指名停止措置を解除する。例えば、贈賄等により逮捕され、指名停止が行われた場合で、指名停止期間中に嫌疑がないとして不起訴(起訴猶予を含む。)になった場合等を例とする。

第５ 要領第５条関係(独禁法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

- １ 指名停止期間の加重について、短期加重加算の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。
- ２ 第２号及び第３号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して参加資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- ３ 第３号の「他の公共機関の職員」(以下、別表第２第１項(２)においても同様。)とは、刑法第７条第１項に定める国又は本市を除く他の地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

第６ 要領第６条関係(指名停止の通知)

第１項に定める指名停止、指名停止期間の変更又は指名停止の解除通知は、別記様式１，同２又は同３により行うものとする。

第７ 要領第７条関係(随意契約の相手方の制限)

「ただし、やむを得ない事由」とは、例えば、特許等特殊技術、製造法、工法等を必要とする案件を発注する場合など、その契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利な場合を指すものである。

指名停止は局の契約相手としてふさわしくないと判断した参加資格者を指名から排除する

措置であるから、当然、その参加資格者と随意契約することも認めるべきでないとしたのが本条の主旨である。したがって、このただし書を適用する場合であっても十分注意しなければならない。

第 8 要領第 8 条関係(下請等の禁止)

第 7 条の主旨と同様である。指名停止期間中の参加資格者は、局発注の契約の下請負人としてはならない。

第 9 要領第 9 条関係(指名停止に至らない事由に関する措置)

「必要があると認めるとき」とは、例えば、局との契約に関し独占禁止法違反により公正取引委員会から厳重注意(行政指導)を受けた場合又は警告を受けた場合等であり、また、工事事故等においてその発生原因が安全管理の不適切によるものではないが、再発防止の指導を行う必要がある場合などが該当する。このような場合、発注者としては指名停止措置を発動するまでには至らないので、文書又は口頭により警告又は注意をすることができるとしたものである。

第 10 要領第 10 条関係(指名停止措置の決定)

- 1 旭川市及び市立旭川病院発注の契約については、局発注の契約として取り扱う。
- 2 第 1 項の決定に当たっては、旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）と市長、病院事業管理者において同一内容となるように相互に協議調整を図りながら行うものとし、第 6 条第 1 項の通知は、管理者、市長及び病院事業管理者との連名で行うものとする。
- 3 第 2 項の決定に当たって必要と認めるときは、当該案件について旭川市水道局建設工事等指名委員会又は旭川市水道局物品購入等指名委員会の審議に付することを妨げない。
- 4 管理者は、各部局発注の契約に係り、第 1 項及び第 2 項の決定をするに当たって当該各部局長若しくは当該各部局に設置された委託業務等選定委員会の意見を求めることができる。

第 11 要領第 11 条関係(指名停止の公表)

- 1 公表は、指名停止措置後、速やかに行うものとし、公表の期間は、通知日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。ただし指名停止期間が通知日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日を超える場合は、当該期間終了日の属する年度の 3 月 31 日までとする。
- 2 公表の方法は、上下水道部経営企画課において閲覧する方法と旭川市ホームページに掲載する方法による。

第 12 要領第 13 条第 3 項及び第 17 条第 3 項関係(苦情の申立ての却下, 再苦情の申立ての却下)

「その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるとき」とは、提出された書面が、次に掲げる事項に該当する場合などをいう。

- (1) 指名停止等の措置を受けた者以外の者から申立て
- (2) 所定の事項が記載されていない

第 13 別表第 1 第 1 項関係(虚偽記載)

一般競争入札及び指名競争入札等において、必要として求めた調査、確認資料その他書類に虚偽の記述をした場合は指名停止の措置要件とする。参加資格者名簿作成のための競争入札参加者登録申請書類の虚偽記載とは異なるものである。

第 14 別表第 1 第 2 項及び第 3 項関係(過失による粗雑な契約の履行)

- 1 「過失により履行を粗雑にした」とは、工事や業務委託、物品の調達等においてその履行検査時に何らかの欠陥が発見され、それが履行者の不注意によって起こされた場合をいう。過失があることが措置要件であるから、監督員や担当者の誤った指示、不可抗力、現在の技

術水準では予測できないような事態に基づくものは措置の対象とならない。

なお、故意に履行を粗雑にした場合は、参加資格者登録の告示に基づき登録抹消となる。

- ２ 「かしが重大である」とは、ほとんど「故意」に等しい注意の欠如の状態をいう。また、工事等においては、建設業法に基づく監督処分がなされた場合も含む。

なお、第３項の措置対象となる契約は公共、民間の別を問わないものである。

第 15 別表第 1 第 4 項関係(契約違反)

「契約違反」とは、過失による粗雑な契約の履行も契約違反の一種であるが、これを除くものをいう。契約履行上、必要な報告を怠ったり契約の締結や履行が遅れる等種々あるが、契約違反の事実のみならず信頼関係を損なうこと、監督・検査業務への非協力など、契約の相手方として不適当と認められることが必要である。なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 (同政令第 167 条の 11 第 1 項で準用する場合を含む。)第 2 項第 4 号、第 5 号に該当する場合は参加資格者登録の告示に基づき登録抹消となる。

また、社会保険等未加入対策として措置した旭川市水道局建設工事請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反し、又は同約款第 7 条の 2 第 2 項で規定する書類を指定する期間内に提出しなかった場合については、契約の相手方として不適当と認めるものとする。

第 16 別表第 1 第 5 項、第 6 項関係(安全管理の不適切により生じた公衆損害事故)、第 7 項、第 8 項関係(安全管理の不適切により生じた関係者事故)

- １ 各号いずれに該当する場合であっても、次の場合は原則として指名停止を行わないものとする。
 - (1) 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)
 - (2) 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合(例えば、適切に管理していたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入してきたことにより生じた事故等)
- ２ 「公衆」とは、通行人や近隣居住者等の第三者をいう。
- ３ 「損害」とは、動産・不動産等の財産の破損・破壊、消失等をいう。
- ４ 「履行に当たり」は、単に作業現場のみに限定する必要はなく、資機材、納品物品及び排土等の運搬中、土捨場や資材置場等における場合等も含めて差し支えない。
- ５ 第 5 項、第 7 項の「局発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切」とであると認められるのは、原則として(1)の場合をいう。ただし、(2)によることが適当である場合には、これによることができる。
 - (1) 発注者が設計図書又は仕様書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故について受注者の責任が明白となった場合
 - (2) 当該現場の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起(以下「逮捕等」という。)されたことを知った場合
- ６ 第 6 項、第 8 項の「安全管理の措置が不適切で」かつ「当該事故が重大」とであると認められるのは、当該現場の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合である。
- ７ 指名停止は管理者の判断で行うものであるから、「安全管理の措置が不適切」として

て指名停止を行うに当たり、警察及び労働基準監督署の判断等を参考とする場合にあっては必ずしもこれと一致する必要はない。

第 17 別表第 2 第 1 項関係(賄賂)

「役員」とは、代表者を含め全ての役員及び常時契約を締結する権限を持つ支店長若しくは営業所長等をいう。個人事業主においてはその個人をいうものとする。(以下、第 3 項も同様)

第 1 号(本市の職員)の贈賄については、逮捕等された者の地位に応じ、次により期間を決定する。

なお、贈賄と契約受注との関わり等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

- 1 参加資格者である個人または参加資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書(専務取締役以上)を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)

24 か月

- 2 参加資格者の役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所(常時、契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で 1 に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)

18 か月

- 3 参加資格者の使用人で 2 に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)

12 か月

第 18 別表第 2 第 2 項関係(独占禁止法違反)

- 1 独占禁止法第 3 条に違反した場合は、次の各号に掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとし、当該事実の内容に応じ、次により期間を決定する。

なお、発生事案が国等の複数の発注機関に及ぶ場合や発生事案の重大性、悪質性等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

(1) 刑事告発

ア 第 1 号関係(本市発注の業務) 18 か月

イ 第 2 号関係(北海道内の本市以外の業務) 12 か月

ウ 第 3 号関係(北海道外の本市以外の業務) 6 か月

- (2) 参加資格者である法人の代表者、参加資格者である個人又は参加資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

ア 第 1 号関係(本市発注の業務) 18 か月

イ 第 2 号関係(北海道内の本市以外の業務) 12 か月

ウ 第 3 号関係(北海道外の本市以外の業務) 6 か月

(3) 排除措置命令

ア 第 1 号関係(本市発注の業務) 12 か月

イ 第 2 号関係(北海道内の本市以外の業務) 4 か月

ウ 第 3 号関係(北海道外の本市以外の業務) 3 か月

(4) 課徴金納付命令

ア 第 1 号関係(本市発注の業務) 12 か月

イ 第 2 号関係(北海道内の本市以外の業務) 4 か月

ウ 第 3 号関係(北海道外の本市以外の業務) 3 か月

- 2 独占禁止法第 8 条第 1 号に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、

前項第４号の例により速やかに指名停止を行うものとする。

- ３ 別表第２第２項の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の２分の１の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第２第２項に規定する期間の短期を下回る場合においては、要領第４条第３項の規定を適用するものとする。

- ４ 別表第２第２項第２号及び第３号の「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の参加資格者の業務全般をいうものとする。（第６項も同じ）

第 19 別表第２第３項(競売入札妨害又は談合)

競売入札妨害罪、談合罪の刑が確定したことを知った場合には、登録の告示により参加資格者登録そのものを抹消することができるものであるが、刑の確定には多大の日数を要し、又すべての事例について刑の確定を知り得ることは困難であることから、逮捕又は公訴を知ったから速やかに指名停止措置を行うこととする。

第１号（本市の職員）の競売入札妨害又は談合については、逮捕等された者の地位に応じ、次により期間を決定する。

なお、発生事案が国等の複数の発注機関に及ぶ場合や発生事案の重大性、悪質性等、情状に応じて期間の加重を行うものとする。

- | | |
|---------|------|
| １ 代表役員等 | ２４か月 |
| ２ 一般役員等 | １８か月 |
| ３ 使用人 | １２か月 |

第 20 別表第２第４項、第５項(建設業法違反)

- １ 第４項及び第５項の「建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき」とは、原則として次の場合をいう。

(１) 参加資格者である個人、参加資格者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(２) 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合(軽微と認められる場合を除く。)

- ２ 建設業法違反行為は規定に違反した場合を対象にしており、例えば、技術者の不設置、施工管理台帳不作成、経営事項審査の虚偽申請、一括下請負違反等建設業法上に規定する条文に違反した場合を言うのであり、公衆損害、粗雑工事、他法令違反等により建設業法に基づく監督処分が出された場合を対象にするものではない。

第 21 別表第２第６項、第７項(不正又は不誠実な行為)

- １ 第６項の「不正又は不誠実な行為」とは、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方としてふさわしくないと判断される場合である。業務に関連する行為であるから、役員や使用人の私的な行為は含まれない。更に、その行為によって、局契約の受注者として不相当であると判断される場合が対象となり、次のような場合を代表的な例とし運用する。

(１) 脱税により税務当局から告発された場合

(２) 法令などの規定に基づく勧告、改善命令等の措置があった場合において、対象となったその行為、事実等が社会的に著しく非難を受けるものであると認められるとき。

(３) 下請代金支払遅延等防止法(昭和 31 年法律第 120 号)の規定に違反し、又はこれと同等の行為があったと認められるとき。

(４) 従業員に対する賃金の不払いについて監督官庁から勧告を受けたとき。

(５) 暴力等による入札妨害を行ったとき。

(6) 経営等の業務に関して詐欺行為、脅迫行為等を行ったとき。

(7) 贈賄、競売入札妨害又は談合等の刑事事件となり得る事案について、関係者が逮捕等された場合であって、公訴時効成立により参加資格者である個人、参加資格者の役員又はその使用人に対して刑事処分が行われる見込みがないとき。

(8) 局発注の契約に関して落札決定後辞退、参加資格者の過失による入札手続の大幅な遅滞等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

２ 別表第２第７項の「代表役員等」とは専務取締役以上の肩書きをいうものとし、個人事業主においてはその個人をいうものとする。

第 22 その他

第 10 条第 2 項の決定は、局発注の契約に係るものにあつては管理者が行い、旭川市及び市立旭川病院発注の契約に係るものにあつては市長及び病院事業管理者が行う。ただし、書面による警告又は注意の喚起を行う場合でその性質上必要と認められるものについては、この運用基準第 10 第 2 項の規定を準用する。

附 則

この運用基準は、平成 16 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成 19 年 1 月 5 日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成 19 年 4 月 20 日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成 20 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成 23 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この運用基準は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この運用基準は、令和 6 年 8 月 1 日から実施する。

様式 1

第 号
第 号
第 号

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

様

旭川市長

旭川市水道事業管理者

旭川市病院事業管理者

指 名 停 止 通 知 書

旭川市が行う(建設工事等)に係る指名を、次のとおり停止したので通知します。

- 1 指名停止の期間

 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで
- 2 指名停止の理由
- 3 その他

 既に通知済みの指名がある場合には、これを取り消す。

※ この指名停止に不服がある場合は、上記通知日の翌日から起算して7日以内に旭川市水道事業管理者に対して書面により苦情を申し立てることができます。

(注) 必要に応じて()内の業務名を適宜を追加し、又は変更して使用するものとする。

様式 2

第 号
第 号
第 号

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

様

旭川市長

旭川市水道事業管理者

旭川市病院事業管理者

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

令和 年 月 日付け 第 号, 第 号, 第 号で通知した指名停止の期間を, 次のとおり変更したので通知します。

1 指名停止の期間	変更前	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで
	変更後	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

2 変更の理由

(注) 必要に応じて適宜項目を追加して使用するものとする。

様式3

第 号
第 号
第 号

令和 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

様

旭川市長

旭川市水道事業管理者

旭川市病院事業管理者

指名停止解除通知書

令和 年 月 日付け 第 号, 第 号, 第 号で通知した指名停止を, 令和 年 月 日をもって解除したので通知します。